

# 警戒レベル4「避難指示」で必ず避難

市では、災害が発生、または発生する恐れがあるときに、災害の規模に応じて避難情報を発令します。5月に災害対策基本法の一部が改正され、従来の避難情報よりも、より分かりやすくなりました。今号では変更された内容を紹介します。

警戒レベル		新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	災害発生又は切迫	<b>緊急安全確保</b> ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
警戒レベル4までに必ず避難!			
4	災害のおそれ高い	<b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害のおそれあり	<b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります

※3 警戒レベル3は、高齢者や障がいのある人以外の人も必要に応じて出勤などの外出を控え、避難の準備を行い、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです

## 新たな警戒レベル

警戒レベルは全部で5段階あり、災害発生のおそれが高くなるほど数字が大きくなります。

警戒レベル1「早期注意情報」と警戒レベル2「大雨・洪水・高

令和元年の台風第19号では、1都12県309市町村に大雨特別警報が発表され、河川の氾濫など広範囲に甚大な被害が発生しました。この豪雨では、避難をしなかったり避難が遅れたりしたことによる被災や、浸水時の移動中の被災、高齢者などの被災が多く発生しました。

そのため、国では災害対策基本法の一部を改正し、警戒レベルをより分かりやすくしました。

警戒レベルとは「災害発生のおそれ」と、取るべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報」となっています。

潮注意報」は気象庁が発表し、状況を伝えます。警戒レベル3以上は市町村が発令するもので、危険度に合わせて発令します。

これまでは警戒レベル3の対象が不明確であり、警戒レベル4の中に2段階の避難情報があったため、分かりづらいつの音が上がっていました。

今回の改訂では、警戒レベル3は「高齢者等避難」、警戒レベル4は「避難指示」となり、より行動に結びつけやすくなっています。

**警戒レベル3「高齢者等避難」**  
避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、危険な場所から避難しましょう。

それ以外の人も、出勤などの外出を控え、避難の準備をしましょう。また、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

**警戒レベル4「避難指示」**  
対象となる地域の人は、速やか

に危険な場所から全員避難しましょう。

## 警戒レベル5「緊急安全確保」

すでに災害が発生、または発生直前で、安全な避難ができず命が危険な状況であることから、直ちに身の安全を確保してください。

ただし、警戒レベル5「緊急安全確保」は、市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、必ず発令される情報ではありません。警戒レベル4「避難指示」が発令された時点で、危険な場所から必ず避難しましょう。

## 避難所以外への避難の検討を

避難所に行くことだけが避難ではありません。避難とは「難」を「避ける」ことで、自宅にいる方が安全な場合、避難所へ行く必要はありません。

また、避難先は市指定の避難所だけでなく、まずは安全な場所に住んでいる親戚や友人宅などへの避難についても検討しましょう。事前にハザードマップで自宅が安全かどうかを確認しておきましょう。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。